平成２３年（再ロ）第３号
青森県平川市新屋稲村186番地２
再生債務者　佐藤　和哉
１　決定年月日時　平成23年７月１日午後０時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年７月29日まで
４　一般異議申述期間　平成23年８月12日から平成23年９月２日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（再ロ）第４号
滋賀県野洲市野洲309番地15
再生債務者　奥居　郁男
１　決定年月日時　平成23年７月１日午後２時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年７月29日まで
４　一般異議申述期間　平成23年８月12日から平成23年８月19日まで
大津地方裁判所民事部再生係

平成２３年（再ロ）第４号
沖縄県浦添市牧港２丁目33番１―907号ライオンズプラザ牧港第２
再生債務者　末吉　恵子（登記簿上の氏名名嘉恵子）
１　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年８月１日まで
４　一般異議申述期間　平成23年８月10日から平成23年８月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第２号
佐賀県佐賀市川副町大字鹿江1212番地８
再生債務者　横尾　浩一
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年６月24日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年７月19日まで
平成23年６月28日
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（再ロ）第３１号
大阪府東大阪市新庄２丁目19番42号
再生債務者　大橋　重人
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年６月16日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年７月28日まで
平成23年６月30日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再ロ）第３７号
大阪府東大阪市吉田５丁目２番15号
再生債務者　大東　一之
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年６月28日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年７月28日まで
平成23年６月30日
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第９号
千葉県松戸市六高台３丁目23番地の１
再生債務者　林　美智代
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年６月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月24日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（再ロ）第３号
秋田県山本郡藤里町藤琴字鳥谷場207番地
再生債務者　細田　鉱子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年６月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年７月１日　秋田地方裁判所能代支部

給与所得者等再生による再生手続廃止

平成２２年（再ロ）第２０号
大阪府茨木市耳原１丁目16番９号、開始決定時堺市西区山田１丁1121番地２　ヒンフィールド山田Ⅰ―202号
再生債務者　桑野　智志
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条２号に定める事由がある。
平成23年６月29日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

防衛省共済組合定款の一部変更について

防衛省共済組合定款（平成14年２月１日制定）の一部を次のように変更する。
平成 23 年６月 30 日
防衛省共済組合代表者
防衛大臣　北澤　俊美

附則第５条の次に次の１条を加える。
（災害見舞金附加金）
第６条　組合は、法第52条及び施行令第11条の３第１項の規定に基づき、東日本大震災（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第２条第１項に規定する東日本大震災をいう。）により災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた地域内にある組合員又はその被扶養者の住居又は家財に当該災害による損害を受け、当該損害について組合員が法第71条の規定による災害見舞金の支給を受けるときは、当該組合員に対し、次の各号に掲げる組合員の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる月数を当該災害見舞金の計算の基礎となった標準報酬の月額に乗じて得た金額を災害見舞金附加金として支給する。
⑴　標準報酬の月額の３月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　２月
⑵　標準報酬の月額の2.5月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　1.5月
⑶　標準報酬の月額の２月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　1.2月
⑷　標準報酬の月額の1.5月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　0.9月
⑸　標準報酬の月額の１月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　0.6月
⑹　標準報酬の月額の0.5月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　0.3月
附　則
この変更は、平成23年６月30日から施行し、同年３月11日から適用する。

会社公告

会社公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十三年八月十五日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://www.medical-principle.co.jp
（乙）http://www.medical-principle.co.jp
平成二十三年七月十一日
東京都渋谷区渋谷二丁目一五番一号
（甲）株式会社メディカル・プリンシプル社　代表取締役　中村　明
東京都渋谷区渋谷二丁目一五番一号
（乙）株式会社メディカルスタンダード社　代表取締役　中村　明

会社公告

左記漁業協同組合は、平成二十三年七月六日に開催した総会において、甲は乙及び丙を合併により吸収することを決議いたしましたので、この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、水産業協同組合法第五十三条第一項の規定により作成した左記漁業協同組合の財産目録及び貸借対照表は、当該組合の主たる事務所に備え置いています。
以上、水産業協同組合法第六十九条第四項において準用する同法第五十三条第二項の規定により公告いたします。
平成二十三年七月十一日
新潟県佐渡市両津夷九八番地九〇
（甲）佐渡漁業協同組合
代表理事組合長　金子　久榮
新潟県佐渡市高千八二五番地子
（乙）高千漁業協同組合
代表理事組合長　蔵見　幸博
新潟県佐渡市相川栄町六番地
（丙）相川漁業協同組合
代表理事組合長　石坂　義弘